

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	子ども・子育て支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南房総市教育委員会は、子ども・子育て支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南房総市教育委員会

公表日

令和6年2月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)などの関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。
③システムの名称	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 子ども子育て児童台帳情報ファイル、2. 子ども子育て家族台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第116項) (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会子ども教育課
②所属長の役職名	教育委員会子ども教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南房総市(総務部総務課総務グループ) 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1021
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南房総市教育委員会子ども教育課 千葉県南房総市岩糸2489番地 0470-46-2966

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I-5. ②所属長	教育委員会子ども教育課長 田原 澄江	教育委員会子ども教育課長 水島 孝夫	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年7月1日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年7月1日	事前	
平成29年7月1日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年7月1日	事前	
平成29年7月1日	I-1. ③システムの名称	子ども子育てシステム、宛名管理システム、中間サーバー	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月1日	I-5. ②所属長の役職名	教育委員会子ども教育課長 水島 孝夫	教育委員会子ども教育課長	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月1日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年7月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月1日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日	平成30年7月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月5日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月5日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年7月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月5日	IVリスク対策	記載なし	<ol style="list-style-type: none"> 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発 	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年1月20日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年1月20日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年11月18日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第116項) (情報提供の根拠) なし	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第116項) (情報提供の根拠) なし	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年11月18日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月30日	令和3年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年11月18日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月30日	令和3年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年3月15日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月30日	令和4年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年3月15日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月30日	令和4年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー	保育認定システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	マイナポータルびったりサービスのサービス検索・電子申請機能利用開始に伴う変更
令和6年2月14日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日	令和5年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年2月14日	II-2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月30日	令和5年6月30日	事後	重要な変更にあたらない項目